

育友会規約

- (名称)
第1条 本会は、和歌山県立和歌山高等学校育友会と称し、事務局を和歌山高等学校内に置く。
- (目的)
第2条 本会は学校と家庭及び社会の協力により、生徒の福祉を増進し、教育効果を高めることを目的とする。
- (会員)
第3条 本会の会員は次のとおりとする。
(1) 正会員 在籍生徒の保護者
(2) 特別会員 和歌山高等学校職員
- (事業)
第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 学校教育への協力、及び家庭教育・社会教育の推進。
(2) 学校の教育環境の整備・充実に関すること。
(3) 会員相互の親睦を図り、教養の向上に資する事業。
(4) その他、必要な事業。
- (役員等)
第5条 本会は、次の役員を置く。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 2名
(3) 書記長 1名
(4) 会計 1名
(5) 会計監査 2名
- 2 本会に顧問を置くことができる。
第6条 会長は会務を統括し、本会を代表する。
副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
幹事は会長の指示を受けて会務を処理し、会の企画・運営に当たる。
書記長は、会長の指示を受け、会議の書記・記録を行う。
会計は、会長の指示を受け、会務等を処理する。
会計監査は会計を監査し、総会に報告する。
- 第7条 役員は役員選考委員会で選出し、総会の承認を得る。
- 第8条 役員任期は1年とし、後任者の就任までの期間は引き続きその任務を行う。ただし、再任は妨げない。
(委員会等)
- 第9条 本会に次の委員会を設ける。
(1) 学級委員会 (2) 役員選考委員会
- 第10条 学級委員は、原則として各学級ごと1名以上を選出し会長が委嘱する。
- 第11条 学級委員は、役員と協力して会の事業運営にあたる。
- 第12条 役員選考委員は、本部役員、学級委員の中から若干名を選び会長が委嘱する。
- 第13条 委員の任期等は、第8条に準ずる。
- 第14条 本会は、必要に応じて専門部会を設けることができる。
- 第15条 専門部員は、本会正会員から選び、会長が委嘱する。
- (会議)
第16条 本会の会議は、総会・役員会・委員会・及び専門部会とする。
- 第17条 総会は年1回、5月中に会長が招集し、予算・決算・役員選出・事業計画その他、会長が必要と認める基本的な事項について審議する。ただし、会長が必要と認めた場合、及び会員の3分の1以上の請求があった場合は臨時総会を開くことができる。
- 第18条 総会の議決は、出席者の過半数をもって成立する。
- 第19条 役員会・委員会・専門部会は必要に応じて開くことができる。
(会計)
第20条 本会の経費は、会費・事業収入・寄付金等をもってあてる。会費は毎年度予算の定めるところによる。なお、育友会は教育の全てにおいて本部役員会で協議し、支援する。
- 第21条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。
- (補則)
第22条 この規約に定めるもののほか必要な規定は、会長が役員会にはかつて定めることができる。
- 第23条 この規定の改正は、総会で出席者の3分の2以上の賛成によって行うことができる。
- 付則
この規約は昭和53年4月1日から施行する。
この規約は昭和55年5月25日から施行する。
この規約は昭和62年5月23日から施行する。
この規約は平成11年5月29日から施行する。
この規約は平成12年5月20日から施行する。
この規約は平成16年5月22日から施行する。
この規約は平成17年5月21日から施行する。
この規約は平成24年5月19日から施行する。
この規約は令和2年6月5日から施行する。